

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、昭和45年をピーク（約18万4千人）として減少局面に入り、一時期は横ばいで推移していたものの、再び減少傾向となっている（令和7年2月現在：約14万8千人）。このままの状況で人口が推移した場合、生産年齢人口の減少により、地域産業において労働力不足が生じると共に、経営者の高齢化と事業承継する担い手の不足等から、地域産業の衰退が危惧される。

本市の事業所数は長引く経済不況等により減少傾向を示しており、令和3年度経済センサス活動調査時点で5,881事業所であり、5年前の調査から246事業所減少している。事業所数の産業別構造は、全産業に占める割合の多いものから卸売・小売業（20.9%）、製造業（14.1%）、宿泊業・飲食サービス業（11.7%）となっている。特に工業については、大企業の生産拠点の海外シフトや合併等の環境変化により、下請を中心とした経営を行う中小・零細企業は経営が困難な状況になりつつある。また、平成28年度に市内中小企業のニーズ調査を行ったところ、製造業者の経営課題の一つとして、業務拡大に伴う設備投資に係る固定資産税の負担感の声もあがっており、令和3年度より実施している市内中小企業のニーズ調査においても、当該計画による固定資産税の支援については引き続き実施する旨の要望があった。

当該状況から、本市においても地元中小企業の働き方改革を含む生産性向上を支援することを通じて市経済の振興につなげるため、本計画を策定し、先端設備等の導入を促進していく方針である。

(2) 目標

上記のとおり本市が今後直面する少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等を含め、厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者の労働生産性及び競争力の飛躍的な向上を目指す。

目標：先端設備等導入計画認定件数 計画期間（2年間）50件

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

広く多業種にわたり市内事業者の労働生産性向上に寄与するため、先端設備等の種類については中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く市内事業者の労働生産性向上に寄与するため、対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

広く多業種にわたり市内事業者の労働生産性向上に寄与するため、対象業種・事業については限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、設備投資による競争力強化ないし、事業拡大につながることを通じて、雇用の安定に配慮することを求める。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、法令遵守の事業活動による健全な地域経済の発展につながることを求める。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。